

暫定再任用制度の概要

区 分		内 容 等									
任用	職	常時勤務職員 (フルタイム勤務)	短時間勤務職員								
			①	②	③	④					
		◇勤務条件を提示して定年退職予定者の意向確認をし、希望者の中から選考により任用します。 ◇短時間勤務による暫定再任用は、短時間勤務に適する職があり、かつ、その職について同一地域内に短時間勤務を希望する者が複数合格した場合に任用されるものです。									
	対象者	◇定年退職者 ◇勤務延長後の退職者 ◇定年前退職者のうち、勤続期間25年以上かつ退職から暫定再任用までの期間が5年以内の者(定年年齢に達した者に限る) ◇上記に該当し再任用をされたことがある者									
	採用方法	◇定年前の勤務実績等に基づく選考を行います。									
	任用	◇任期は、1年以内です。 ◇任期の更新は、更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に、あらかじめ同意を得て行います。 ◇任期上限は、65歳に達する日以後の最初の3月31日以前です。									
	職務内容	◇定年前の職員と同様の本格的な職務に従事します。									
勤務 / 休暇	勤務時間	◇週38時間45分 (一般の常時勤務職員と同じ)	◇週31時間 (週4日勤務)	◇週30時間 (週5日勤務)	◇週23時間15分 (週3日勤務)	◇週15時間30分 (週2日勤務)					
		◇変則勤務については、一般の常時勤務職員に準じて措置します。									
	1日の勤務時間	◇7時間45分	◇7時間45分	◇6時間	◇7時間45分						
	休暇	◇一般の常時勤務職員と同様です。 (年次有給休暇年間20日)	◇年次有給休暇の付与日数(1月1日)は、勤務時間により比例按分します。 ◇定年退職後、引き続き暫定再任用された年の年次有給休暇の日数は、 定年前の日数を引き継ぎます。								
給 俸	給料	(フルタイム勤務職員の給料月額)									
		適用給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		行政職	198,700円	226,400円	272,300円	293,600円	309,700円	336,300円	380,000円	415,400円	469,500円
		研究職	230,800円	276,700円	303,800円	348,300円	410,300円	—	—	—	—
	医療職(二)	199,700円	226,500円	259,800円	274,100円	301,500円	344,600円	388,800円	—	—	
	医療職(三)	248,300円	272,900円	280,400円	291,200円	309,000円	348,300円	—	—	—	
	技能職	204,600円	215,900円	238,200円	260,300円	—	—	—	—	—	
	◇従事する職の職務の級に応じた給料月額が支給されます。 ◇短時間勤務職員については、38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額(勤務時間比例按分)となります。										
	諸手当	◇地方自治法第204条第2項に規定する手当のうち、次の手当が支給されます。 管理職手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当(短時間勤務職員にあつては、1日7時間45分までは、100/100)、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、単身赴任手当、住居手当、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)、へき地手当(準ずる手当を含む。) ◇生活関連手当(扶養手当)や人材確保の観点から設けられている手当(初任給調整手当)及び退職手当は支給されません。 ◇短時間勤務職員は、児童手当が市町村から支給となりますので、市町村への届出が必要となります。									
	期末勤勉手当	◇年2.345月分(成績標準者の場合)が支給されます(令和7年4月改正後の支給割合)。 ◇期末手当の支給割合(年間1.375月分) 6月=0.687月分 12月=0.688月分 ◇勤勉手当の支給割合(年間0.97月分) 6月=0.485月分 12月=0.485月分 ◇短時間勤務職員については、勤務時間比例按分した給料の月額を基礎として算定します。									
服 務 能 率	服務	◇常時勤務職員と同様です。									
	能率	◇ " (人事考課、職員研修、定期健康診断など)									
	分限・懲戒	◇ " (地方公務員災害補償基金適用)									
	災害補償	◇ " (地方公務員災害補償基金適用)									
共 済 等	医療保険	◇共济組合員となります。	1週間の勤務時間が20時間以上の場合 ①、②、③		1週間の勤務時間が20時間未満の場合 ④						
			◇共济組合(短期のみ)の適用となります。		◇次のいずれかになります。 ①国民健康保険(退職者医療制度)適用 ②共济組合(任意継続)適用(退職日の前日まで引き続いて1年以上共济組合員であること、加入できる期間は2年間)						
	適用年金制度	◇厚生年金(旧共済年金)となります。 職域部分の年金は在職中は停止となります。厚生部分の年金は支給される給料月額によっては、減額された年金が支給される場合もあります。 再退職後は、一般の職員としての在職期間と再任用職員としての在職期間を合算した厚生年金(旧共済年金)が支給されます。	◇厚生年金となります。 厚生部分の年金は支給される給料月額によっては、減額された年金が支給される場合もあります。 再退職後は、厚生年金(旧共済年金)と厚生年金が支給されます。		◇公的年金制度未加入者となり、給与所得停止の対象者に該当せず、年金は全額支給されます。						
	◇老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられます。 (平成25年度未定年退職者以降2年毎に1歳引き上げられます。令和7年度未定年退職者の支給開始年齢は65歳です。)										
	雇用保険	◇適用となります。		◇1週間の勤務時間が20時間以上の場合に適用となります。							

※給与については、令和7年4月1日現在のものであり、改定等が行われることがあります。